

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和27年岩手県条例第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
附 則 1～31 [略]	附 則 1～31 [略] 32 県議会の議長、副議長及び議員の平成24年12月から平成25年9月までの間に支給されるべき議員報酬は、第3条第1項の規定にかかわらず、議長にあっては月額845,500円、副議長にあっては月額760,000円、議員にあっては月額731,500円とする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成24年12月1日から施行する。

理由

東日本大震災津波の復旧復興に資するため、県議会の議長、副議長及び議員の平成24年12月から平成25年9月までの間に支給されるべき議員報酬を減額しようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。